

# 商工こすど かわら版

第255号  
小須戸  
商工会

〔 9月 の花 〕  
彼岸花



## 新潟県からのお知らせ 職場における感染症拡大防止に 係る注意喚起

新潟県内では現在、新型コロナウイルス感染症により特別警報が出ております。感染症拡大を防ぐために、職場内での過ごし方にご留意ください。

**【場面】** 会社内でのランチや休憩室などでの会話

- ・会社内のランチや休憩室や喫煙室での雑談で同僚やその家族に感染が広がる事例が発生しました。
- ・昼食は別々に食べるか、食べている間は会話を控えるようにしましょう。
- ・食事中以外はどこでもマスクを着用するよう気を付けましょう。
- ・狭いスペースで飲食をする場合は、こまめに換気しましょう。

### 【会社内での対策事例】

- ・昼食時に社内放送で呼びかけ
- ・共用の飲食・休憩スペースにアクリル板などを設置
- ・共用の飲食・休憩スペースの使用制

限（机、椅子の撤去等）



※ランチは黙食、会話時はマスクの着用をお願いします。

### 新潟県事業継続支援金

（飲食関連事業者等）

まもなく受付締切です

新潟県では、飲食店の売上減少により、長期にわたる厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等（飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者）に対し、事業継続に向けた支援

金を支給します。

令和三年六月一日（火）から受付を開始し、令和三年九月三十日（木）をもって受付を終了します。支給要件を満たし、まだ申請していない方はお早めに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

#### 【対象者】

- ① 県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であること
- ② 県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること
- ③ 法令等で定める事業に必要な許認可等を全て取得していること
- ④ 業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止策を実施していること
- ⑤ 申請時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- ⑥ 本支援金の支給を受けていないこと
- ⑦ 申請者本人、役員やその他の従業員もしくは構成員が新潟県暴力団排除条例に規定する反社会的勢力

に属しないこと

#### 【支給要件】

事業者全体の売上高について、令和二年十二月から令和三年八月までの期間において、二か月連続して前年同月比で二〇%以上減少していること。

※売上高とは、事業所得のことを指し、不動産所得は含みません。

#### 【受付期間】

令和三年九月三十日（木）まで

※締切日消印有効

#### 【申請書類の入手方法】

「新潟県事業継続支援金」ホームページからダウンロードしてください。

（ <https://www.pref.niigata.lg.jp/se/sangyoseisaku/insyokukanren.html> ）

#### 【申請方法】

申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵便物が追跡できる方法で「郵送」してください。

#### 【申請・問い合わせ先】

事業継続支援金センター  
〒九五〇・〇九一六  
新潟市中央区米山四丁目一・二八  
藤巻ビル五階

☎〇二五・二四八・七二七〇）  
※受付時間は午前九時から午後五時  
まで（土日祝日を除く）

**新潟県商工会連合会からの**

**経営支援制度**

**「専門家派遣制度**

**エキスパートバンク」**

エキスパートバンクは、小規模事業者及び創業を予定する方々の経営や技術的なお悩み・ご相談に応じて、登録されているあらゆる分野のエキスパートを派遣し、具体的・実践的な事項に関して適切な指導助言を行う制度です。

**【四つの特徴】**

- ① エキスパートの謝金・旅費は全額バンクが負担
- ② 県内商工会地域の小規模事業者及び創業を予定する方が対象
- ※小規模事業者とは…従業員数が商業・サービス業は五人以下、製造業・建設業・その他は二十人以下の事業者となります。
- ③ エキスパートが直接事業所へ、原則一テーマにつき一回・訪問指導（内容は秘密厳守、訪問指導の際は経営指導員が同行いたします）

④ あらゆる分野の経験豊かなエキスパートを登録

【例えばこんな場面で活用できます】

- ・経営ビジョンをつくりたいが…
- ・社内の業務システムを見直したいが…
- ・コストダウンを図りたいが…
- ・就業規則を見直したいが…
- ・社員の教育訓練を指導してほしい…
- …
- ・新分野の進出、新技術の導入をすすめたい…
- ・騒音振動対策をしたいが…
- ・商品デザインを見直したいが…
- ・新しい事業を考えているが…
- ・店舗改装をしたいが…

**【相談・お申込み先】**

小須戸商工会  
お気軽にご相談ください。

**新潟雇用労働相談センターの**

**ZeroDockの運用開始のご案内**

新潟雇用労働相談センターは、スタートアップ企業や中小企業向けに自社の労務や法務の体制が適切かどうかウェブで診断できるサービス「ZeroDock」の提供を開始いたしました。ウェブ上で設問に「はい」

か「いいえ」で答えるだけで、自社の労務・法務に対する課題の有無に加え、専門家から対応策のアドバイスを、全て無料で受けられるものです。ぜひご利用ください。

【詳細】 <https://zerodock.jp/>

【お問い合わせ】

新潟雇用労働相談センター

☎〇二五・二四八・七二七〇

**令和三年十月一日から**

**インボイス登録事業者の**

**登録申請受付を開始します**

令和五年十月一日から消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入されます。

令和五年十月一日からインボイスを交付する事業者となるには、事前に登録申請が必要となります。

登録申請手続きや制度の詳細については、折込みのリーフレットをご確認ください。

**「ニコ」を活用してみませんか**

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）は、『新潟県の産業を

活性化する』を使命に、県内企業の皆さまを応援しています。

**【事業内容】**

- 新商品・新技術を開発したい
- 市場顧客のニーズがわからない
- 売れる商品づくりとは など
- 売れる商品の挑戦やお悩みを、多彩なメニューによりサポートします。
- 補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティング支援、商品評価ブラッシュアップなど様々な支援を行っています。

**【お問い合わせ先】**

公益財団法人にいがた産業創造機構  
電話 〇二五・二四六・〇〇二五  
Eメール [info@nico.or.jp](mailto:info@nico.or.jp)

**NICO を活用してみませんか**

あらゆるシーンで NICO をご利用ください！

起業・創業  
 助成金活用  
 海外展開  
 販路開拓  
 IT活用、DX戦略  
 新事業展開、新商品・新技術開発  
 専門家相談  
 補助金活用

■NICO総合相談窓口  
<https://www.nico.or.jp/>  
 ☎ 025-246-0025  
 ✉ info@nico.or.jp